

【イベント】2022年度GBRC建築技術セミナー開催案内

従来、GBRCでは日頃よりご利用いただいております構造設計者や申込者の方々を対象に「GBRC構造技術セミナー」を開催してまいりました。今年度は新たに名称を「GBRC建築技術セミナー」とし、『SDGsへの取り組みに役立つ建築技術-実務におけるヒント-』をテーマとして下記の通り各部署と合同で実施いたします。

大阪会場：性能評定課（構造、避難防災、材料）、建築確認検査課、構造計算判定部、構造試験室、
耐震耐久性調査室、数値解析室
東京会場：性能評定課（構造・材料）、耐震耐久性調査室

今年度は杭に関する内容の講演を予定しております。ぜひご参加ください。

<性能評定課（構造）の特別講演>

「新築と既存改修への木材利用」（京都大学・五十田博先生）、

「既存杭を含む敷地における建築物の設計に関する検討」（大阪大学・柏尚稔先生）

場所	会場	開催日
大阪	大阪市中央公会堂【全館貸し切り】 (大阪市北区中之島1丁目1番27号) 【定員：約500名】	2023年2月22日（水） 12：50～17：30
東京	建築会館 (東京都港区芝5丁目26番30号) 【定員：約150名】	2023年3月22日（水） 12：45～17：30

大阪・東京会場ともに**打合せブース**を設けますので、この機会にご相談がある際はお気軽にお声がけください。（申込時に予約要）

なお、大阪会場では、**大阪市中央公会堂全館貸し切り**となっており、当日は**見学会を予定**しています。（申込時に予約要）

また、**参加費は無料**となっております。この機会に皆様とお会いできますことを楽しみにしております。

参加申し込みページURL (https://www.gbrc.or.jp/training/gbrc_meeting/)



【技術コラム】地域ごとの地盤の特性について

前号※では、深層混合処理工法について説明し、その中で三地方での試験実施をお願いしておりましたが、今号ではそれに関連して地域ごとの地盤の特性、特に「特殊土」について解説いたします。

地盤は、その地域の地盤の成り立ちに起因した特異性を持つ土層を含んでいることがあります。この土の有する特性により、時に在来の地盤工学の手法だけでは設計・施工ができない場合があります。このような土を「普通でない土」「問題土」という意味で**特殊土**と呼びます。



図 代表的な特殊土と主な分布エリア

【技術コラム】 地域ごとの地盤の特性について**ローム**

火山灰質細粒土の一種で、関東地方に広く分布する関東ロームが有名です。赤褐色の土であり、一般の粘性土に比べ、含水率や間隙比が大きくN値が小さいものの、粒子間の結合力が強いため強度は比較的大きい地盤になります。一方で、一度乱された土は強度が著しく低下することが懸念されます。

まさ土

中国地方を中心に西日本に広く分布しており、花崗岩が風化することでできた土です。地域により花崗岩の種類が異なり、風化の程度によってその強度は大きく異なることがあります。安定性が低く水に弱い性質を持つため、集中豪雨などにより大規模に侵食され土砂災害を引き起こす危険性があります。

シラス

火山灰質粗粒土に分類される白色～灰色の土で、主に九州南部に広く分布しています。シラスは主に軽石と火山ガラスによって構成されているため、比重が軽く水に流れやすいという特徴をもっています。このため、台風等の大雨時に急速に侵食されると土砂災害を引き起こす危険性があります。また、ロームと同様に一度乱されると強度が大きく低下します。

高有機質土

枯死した植物が分解不十分なまま堆積してできた土で、全国に広く分布しています。間隙比が大きく圧縮性が高いため、盛土による圧密沈下や側方流動などが発生する可能性があります。セメント系固化材により安定処理を行うことが多いですが、地盤に含まれる有機質の特性により効果が出にくい場合があるため注意が必要です。

今回は特殊土について代表的なものを解説しましたが、この他にも地盤には地域ごとに様々な特性があります。このため、GBRCの性能証明では以下のようにルールを設けています（複合地盤補強工法を除く）。

性能確認試験（載荷試験）が3地方以上・・・適用範囲に地域限定等の表記なし

性能確認試験（載荷試験）が2地方以下・・・適用範囲に地域限定を定義

また、地盤改良工法において、シラスとロームは適用範囲に加えることができますが、その場合はシラスおよびロームそれぞれ2現場以上試験を実施していただく必要があります。

【お知らせ】改定・更新手続きについて

既証明の改定・更新について文言を一部修正し再掲いたします。

更新

杭工法・地盤補強工法・地盤改良工法のうち以下に示すいずれかに該当する工法は、原則として3年の有効期間を設けており、更新が必要です。

- ・適用範囲として下記の小規模建築物を対象とする工法
階数 ≤ 3 、建築高さ $\leq 13\text{m}$ 、延べ面積 $\leq 500\text{m}^2$
- ・地盤調査をSWSとする工法
- ・指定施工会社制度（工法協会制度等）に基づく運用体制を規定する工法（**地盤補強工法・地盤改良工法のみ**）

更新手続き完了後、新しい性能証明書を発行します。
なお、更新は改定・軽微改定と異なり製本は行わないため、資料の修正は行いません。

改定※

適用範囲等の変更によって、支持力係数等の証明の主要部分に影響を与える場合

軽微改定※

支持力係数等の証明の主要部分に影響を与えない変更の場合

提出資料

有効期間が設けられている工法について、改定・軽微改定・更新のいずれの場合にも、前回証明取得時からの施工実績等（以下、“**更新時提出資料**”と称す）を提出していただき、工法が適正に運用されているかの確認をさせていただきます。なお、有効期限の6ヶ月前に更新時提出資料の作成依頼と変更の有無についてご連絡させていただいております。

※ 更新時期が近い案件で、既証明の内容を変更される予定がある場合は、委員会での審議が必要となる可能性もあるためお早めにご相談ください。

先日カタールにてワールドカップが開幕し、連日熱戦が繰り広げられていますね。私はあまりサッカーのことを知らないのですが、世界が注目する一大イベントとなると、ルールを知らなくとも応援したくなるものですね。世間の話題についていけるように、まずは日本代表チームの選手の名前を覚えるところから始めたいと思います。（編集後記：尻無濱）

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当：岩佐、志手、尻無濱
TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680
E-mail：seinou@gbrc.or.jp